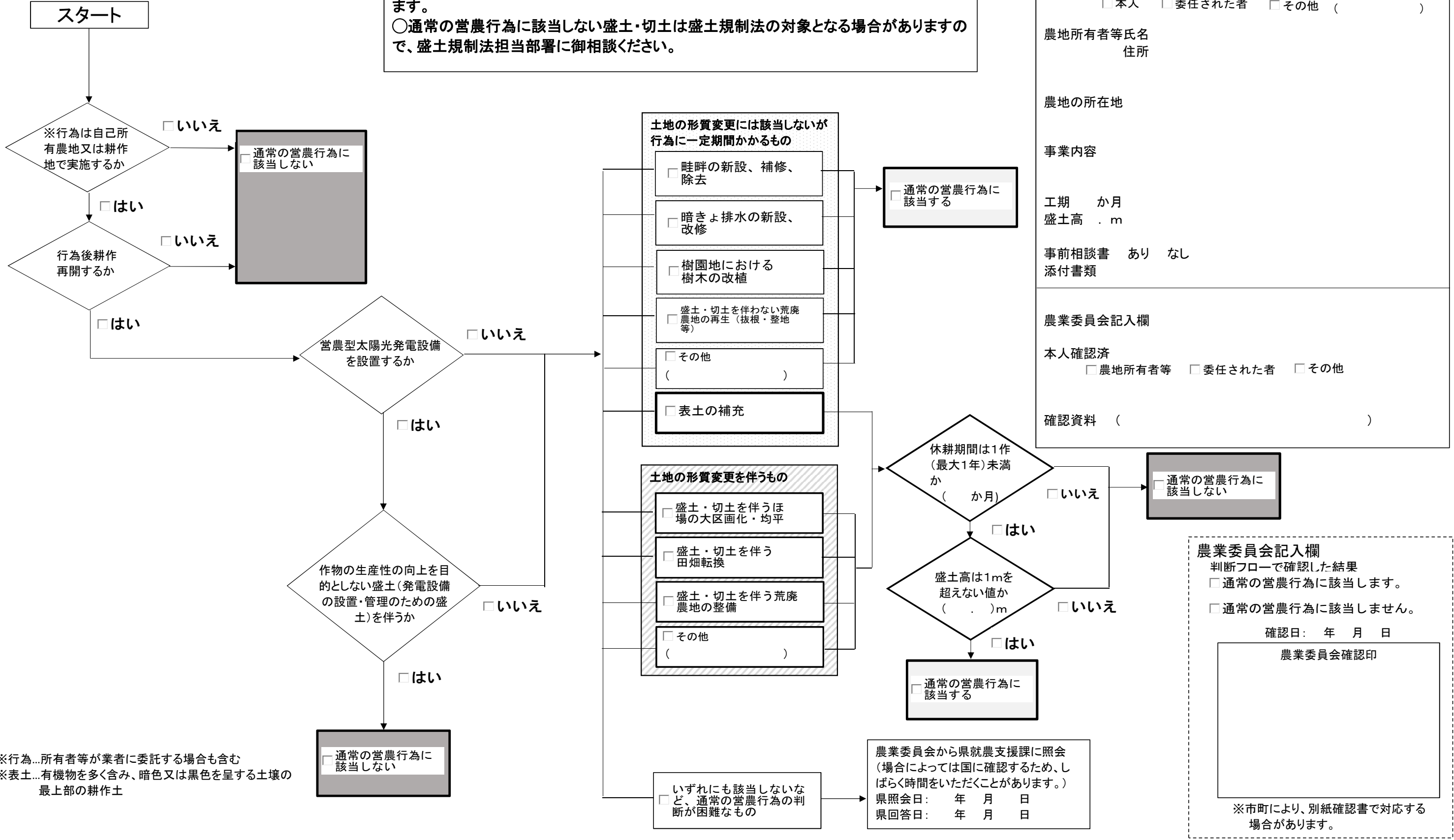


通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フロー（広島県）

**（注意事項）**  
 ○このフローは通常の営農行為の該当の適否について確認するものです。このため、確認後の盛土高等が変更となった場合は、盛土規制法による規制対象となる可能性があります。  
 ○通常の営農行為に該当しない盛土・切土は盛土規制法の対象となる場合がありますので、盛土規制法担当部署に御相談ください。



※行為...所有者等が業者に委託する場合も含む  
 ※表土...有機物を多く含み、暗色又は黒色を呈する土壌の最上部の耕作土

**農業委員会記入欄**  
 判断フローで確認した結果  
 通常の営農行為に該当します。  
 通常の営農行為に該当しません。  
 確認日： 年 月 日  
 農業委員会確認印  
 ※市町により、別紙確認書で対応する場合があります。

農業委員会から県就農支援課に照会  
 （場合によっては国に確認するため、しばらく時間をいただくことがあります。）  
 県照会日： 年 月 日  
 県回答日： 年 月 日